

# 第3編

## 市の環境の将来像

- 3.1 市が目指すべき環境の将来像
- 3.2 市が目指すべき環境の将来像の  
実現に向けた5つの基本方針



### 3.1 市が目指すべき環境の将来像

本市は“日本のエーゲ海”と謳<sup>うた</sup>われる穏やかな瀬戸内海、千町平野に代表される雄大な田園地帯、歴史的な町並みが当時の面影を残す“福岡の町並み”や“しおまち唐琴通り”など、自然に恵まれ古きまちなみが残るまちです。

本市ではこれまで「環境を守る、活かす、創る」行動を実践することで、『豊かな自然・歴史と共生するまち 瀬戸内市』の実現を目指してきました。

そして現在、これら行動の実践を通じて環境意識を培ってきた人々により、まちの美しい自然や歴史・文化を持続的に発展させ次世代に残していくための環境づくりがまちの随所で進められています。

これからの10年間においても、市民や事業者の一人ひとりがこれまでに築き上げてきた本市の豊かな自然と健康で快適な暮らしを相互に発展させた、人と地球にやさしいまちを目指します。

このような考えのもと、今後、市が目指すべき環境の将来像を以下のとおり設定します。

豊かな自然と快適な暮らしが調和するまち 瀬戸内市  
～みんなでつなく、人と地球にやさしいまちづくり～

#### 【市が目指すべき環境の将来像設定の視点】

- 瀬戸内市環境基本条例に定められている「基本理念」を踏まえていること。
- 瀬戸内市の全計画の基本となる「第2次瀬戸内市総合計画（後期基本計画）」で計画されている環境に関連する基本方針を踏まえていること。
- 市民や事業者などが思い描く「将来の市の環境をイメージする言葉」を踏まえていること。

## 3.2 市が目指すべき環境の将来像の実現に向けた5つの基本方針

市が目指すべき環境の将来像「豊かな自然と快適な暮らしが調和するまち 瀬戸内市～みんなであつなぐ、人と地球にやさしいまちづくり～」の実現に向け、次の5つの基本方針を定めます。

### 基本方針1:地球にやさしいまちづくりに向けて

地球環境の保全に向け、地球温暖化の防止や気候変動影響への防止・適応とともに、効率的なエネルギー利用や再生可能エネルギーの利活用に取り組みます。

### 基本方針2:循環型のまちづくりに向けて

資源循環の促進に向け、ごみの排出・発生抑制やごみの適正分別の徹底とともに、資源の再利用や再生利用の活性化に取り組みます。

### 基本方針3:快適に暮らせるまちづくりに向けて

生活環境の保全に向け、日々の生活や事業活動に伴う環境負荷の低減に取り組みます。

### 基本方針4:自然と共生するまちづくりに向けて

自然環境の保全に向け、人と自然がふれあえる場の利用促進などとともに、希少動植物の保全や有害鳥獣被害の防止に取り組みます。

### 基本方針5:協働の進んだまちづくりに向けて

協働による地域の活性化に向け、市民・事業者・市それぞれの環境意識の醸成<sup>じょうせい</sup>や協働しやすい環境づくりとともに、美しい町並みや景色が広がるまちづくりに取り組みます。